

議案第 21 号

石岡市行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市行政手続条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

行政手続法の一部改正に伴い、行政指導の中止等の求め、処分等の求め等に関し必要な事項を定めるため。

石岡市行政手続条例の一部を改正する条例

石岡市行政手続条例（平成17年石岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条－第35条）」を「

第4章 行政指導（第30条－第35条）
第4章の2 処分等の求め（第35条の2）」に改める。

」

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条、第13条第1項各号列記以外の部分及び第2項第5号、第14条第1項及び第2項、第15条第1項各号列記以外の部分及び第3項、第22条第3項並びに第28条各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を採ることを求めることができる。ただし、

当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を採らなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

(処分等の求め)

第35条の2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分(その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。)又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例の条項

(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第36条第2項を次のように改める。

2 行政庁は、届出が前項の要件に適合していないときは、速やかに、当該届出者に対し補正を求めるものとする。

第36条に次の1項を加える。

3 行政庁は、届出をしようとする者又は届出者の求めに応じ、届出書の記載及び添付書類に関する事項その他の届出に必要な情報の提供に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(石岡市税条例の一部改正)

2 石岡市税条例（平成17年石岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。